



迷惑防止条例改正

令和3年4月20日施行

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

第6条 卑わいな行為の禁止

規制場所の拡大

住居内、すべての浴場・便所・更衣室等まで拡大し、衣服の全部又は一部を着けない状態にいる人をのぞき見る、盗撮する行為の禁止



盗撮規制強化!

規制場所の制限の撤廃

大阪府下すべての場所において、衣服等で覆われている内側の身体又は下着を見る、盗撮する行為及び衣服の内側を透かし見る、透視撮影行為の禁止

